# 地方分権一括法等に伴う障害福祉サービス事業所等の人員、設備及び運営基準条例の制定について

## 1 背景【別添資料1参照】

- 地方分権改革に係るものとして、平成23年度に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(同名の法律2本)、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(以下「一括法等」)が公布され、平成24年4月1日より施行された。
- 一括法等の制定により、障害者自立支援法等の法令が改正され、従来国の省令等において定められていた障害福祉サービス事業所の人員、設備及び運営基準等について、<u>都道府県・政令</u>市等が条例で定めることとされた。
- このため別添資料に記載した省令に基づき、千葉市においては、平成25年4月1日を目途に条例を整備する。
  - ※ 一括法等の経過措置により、平成25年3月31日迄の間は、国の省令を条例とみなされる。

## 2 対象となる障害福祉サービス等【別添資料 2.3参照】

- 別添資料のとおり、障害者自立支援法及び児童福祉法に基づき提供される全ての障害福祉 サービス等について、条例により基準を定める。
- ※ 現時点で市が所管する施設が存在しない障害福祉サービス事業所等についても、今後、 開設される可能性があるため、条例で基準を定める必要がある。
- ※ 基準該当事業所については、現行の事業所以外、開設を認めない予定であるため、その 旨を附則等で規定する。

## 3 条例で規定すべき内容【別添資料4参照】

#### (1)従うべき基準

「条例の内容を直接的に拘束する、必ず適合しなければならない基準であり、当該基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定める条例は許容されるものの、<u>異なる内容を定めることは許されない</u>もの」である。(<u>従うべき基準を上回る内容を定めることは許容</u>される)

## (2)標準とすべき基準

通常よるべき基準であり、<u>合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じた「標準」</u>と異なる内容を定めることは許容される。合理的な理由がない場合は違法となる。

#### (3)参酌すべき基準

「地方自治体が十分に参酌した結果としてであれば、<u>地域の実情に応じて、異なる内容</u>を定めることが許容されるもの」

### 4 基準設定の考え方

- 国基準を基本としつつ、本協議会及びパブリックコメント等における意見などを勘案して、 基準を設定する。なお、現時点では、市独自の基準の設定は予定していない。
- 平成24年6月に各障害者団体等に意見照会を行ったが、どの団体からも意見は提出されなかった。

## 5 スケジュール(案)

H24年9月中旬~10月中旬 パブリックコメント手続の実施

H24 年 10 月 市民意見を精査・検討

H24 年 10 月下旬 条例案確定

H24年11月中旬 条例議案提出(第4回定例会)

H24年12月中旬 議決

 H25年1月
 条例公布

 H25年4月1日
 条例施行